

○岐阜大学学則（案）

（平成 19 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 50 号）

改正 平成 19 年 12 月 26 日	平成 20 年 4 月 1 日
平成 20 年 11 月 20 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 22 年 7 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
平成 24 年 8 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 27 日
平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号	令和 3 年 3 月 23 日 岐大学則第 1 号
令和 4 年 3 月 21 日 岐大学則第 1 号	令和 5 年 3 月 30 日 岐大学則第 1 号
令和 年 月 日 岐大学則第○号	

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 教育研究上の基本組織(第 3 条－第 14 条の 3)

第 3 章 学部等教育

第 1 節 教育組織，修業年限及び在学期間等(第 15 条－第 18 条)

第 2 節 学年，学期及び休業日(第 19 条－第 21 条)

第 3 節 入学(第 22 条－第 30 条)

第 4 節 教育課程及び履修方法等(第 31 条－第 50 条)

第 5 節 休学，復学，転部，転学，退学及び除籍(第 51 条－第 59 条)

第 6 節 卒業の認定及び学士の学位授与(第 60 条・第 61 条)

第 7 節 教員免許状(第 62 条)

第 8 節 賞罰(第 63 条・第 64 条)

第 4 章 大学院教育(第 65 条)

第 5 章 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等(第 66 条－第 72 条)

第 6 章 学生支援(第 73 条－第 77 条)

第 7 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料等(第 78 条・第 79 条)

第 8 章 雑則(第 80 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は、地域における学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、学術文化の発展と交流を担うとともに、広く知識を授け、優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち、自立した専門的能力を有する人材の育成を行い、もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(学部及び学科・課程)

第3条 本学に、次の学部を置き、学部に次の学科・課程を置く。

教育学部	学校教育教員養成課程
地域科学部	地域政策学科 地域文化学科
医学部	医学科 看護学科
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科
応用生物科学部	応用生命化学科 食農生命科学科 生物圏環境学科 共同獣医学科

2 前項の工学部電気電子・情報工学科に、電気電子コース、情報コース及び応用物理学コースを置く。

3 第1項の応用生物科学部共同獣医学科は、本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

(学環)

第3条の2 本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会システム経営学環(以下「学環」という。)を置く。

2 学環は、地域科学部、工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条の3 前2条に定める、学部、学科若しくは課程又は学環にあつては、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）による。

（教員組織）

第5条 学部の学科(教育学部にあつては課程，応用生物科学部にあつては学科及び課程)，学環及び大学院の研究科の専攻に，教育研究上の目的を達成するための教員組織として，講座，学科目等を置く。

2 講座，学科目等に関し必要な事項は，「岐阜大学の講座，学科目，研究部門等に関する規程」（令和2年規程第110号）による。

第6条から第14条の3まで 削除

第3章 学部等教育

第1節 教育組織，修業年限及び在学期間等

（教育組織，入学定員及び収容定員）

第15条 学部及び学環（以下「学部等」という。）の教育組織，入学定員，3年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	人 220	人	人 880
地域科学部	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68【8】	10	292【32】
	機械工学科	134【4】	10	556【16】
	化学・生命工学科	154【4】	2	620【16】
	電気電子・情報工学科	174【4】	8	712【16】
	電気電子コース	《75》		
	情報コース	《70》		
	応用物理コース	《25》		
	計	530	30	2,180
応用生物科学部	応用生命化学科	58【3】	3	238【12】
	食農生命科学科	59【4】	4	244【16】
	生物圏環境学科	53【3】	3	218【12】
	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	200	10	880
社会システム経営学環		30		120

備考1 工学部における《 》は、コース定員を表し、学科の入学定員の内数とする。

備考2 応用生物科学部における()は、本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。

備考3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。

(修業年限)

第16条 学部等の修業年限は、4年とする。

2 医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については、前項の規定にかかわらず、6年とする。

(修業年限の通算)

第17条 科目等履修生又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算は、学部等の長が行う。

(在学期間)

第18条 学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあつては、4年を超えることができない。

3 第27条又は第28条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。ただし、医学部医学科については、別に定める。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第21条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 創立記念日 6月1日

四 春季休業 4月1日から4月10日まで

五 夏季休業 8月1日から9月30日まで(医学部医学科第2年次から第6年次まで
にあつては7月10日から8月31日まで)

六 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで

- 2 学部等の長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学並びに秋季入学については、第19条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入学資格(3年次編入学を除く。)に関し必要な事項は、別に定める。

(入学願書の提出)

第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、入学願書の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第25条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

- 2 前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、第78条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(入学の許可)

第26条 学長は、前条第2項の規定により入学手続を経た者(第79条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し、入学を許可する。

(3年次編入学)

第27条 第15条の表に掲げる3年次編入学定員で編入学できる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学，編入学及び転入学)

第 28 条 学長は，本学へ再入学，編入学又は転入学を志願する者があるときは，第 15 条に規定する学部等の収容定員等を勘案し，教育に支障のない場合に限り，選考の上，相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか，入学資格に関し必要な事項は，別に定める。

(既修得単位等の認定)

第 29 条 学部等の長は，第 27 条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

(準用規定)

第 30 条 第 24 条，第 25 条及び第 26 条の規定は，第 27 条又は第 28 条の規定により入学する者にこれを準用する。

第 4 節 教育課程及び履修方法等

(教育体系等)

第 31 条 本学における教育体系は，教養教育及び専門教育とし，教養教育においては教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。)を，専門教育においては基礎科目及び専門科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。)を置く。

(教育課程の編成)

第 32 条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため，本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3 教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

4 第 1 項から前項までに定めるもののほか，教育課程の編成に関し必要な事項は，別に定める。

(授業科目の開設主体)

第 33 条 前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。)は，全学共通教育科目と称し，教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2 学部等において履修させる授業科目は，それぞれの学部等が開設する。

(連携開設科目)

第 33 条の 2 前条の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の 2 に規定する連携開設科目を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

（外国人留学生等に係る日本語科目等）

第 34 条 外国人留学生に対しては、前条に規定するもののほか、全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の規定により開設する授業科目は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育（中学校、高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。）を受けた者に履修させることができる。

（単位の計算方法）

第 35 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

三 実験、実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、各学部等又は教育推進・学生支援機構において、第 2 号の演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で、第 3 号の実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で変更することができる。ただし、第 3 号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義時間を 3 倍、演習時間を 1.5 倍、実験及び実習時間を 1 倍して、合計時間が 45 時間の授業時間をもって 1 単位とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部等において単位数を定めることができる。

（1 年間の授業期間）

第 36 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第 37 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業及び履修の方法等)

第 38 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)ところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3 第 1 項の授業の一部は、文部科学大臣が定める(平成 15 年文部科学省告示第 43 号)ところにより、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 第 44 条から第 49 条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は、60 単位を超えることができない。

5 第 31 条から第 34 条及び第 43 条に定めるもののほか、授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準の明示)

第 39 条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は、学修の成果に係る評価等の基準を定め、授業細目(シラバス)に記載し、学生に対して明確に提示しなくてはならない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 40 条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の成績)

第 41 条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、卒業研究の成績は、合格又は不合格の評語を用いることができる。

(単位又は授業科目の修得の認定)

第 42 条 単位又は授業科目の修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか、認定に関し必要な事項は、各学部等において別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第 42 条の 2 学生が履修した第 33 条の 2 に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 第 60 条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30 単位を超えないものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。
(履修科目の登録の上限)

第 43 条 各学部等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。
(他の学部等の授業科目の履修等)

第 44 条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。

3 前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。
(他の大学等における授業科目の履修等)

第 45 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 他大学等において履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

5 第 1 項から前項までに定めるもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第 46 条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
(留学)

第 47 条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等)

第48条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2 第45条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第2項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。)を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第45条第3項(第47条第2項及び第48条第2項において準用する場合を含む。)により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第50条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修について、学長の許可を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転部、転学、退学及び除籍

(休学)

第51条 学部等の長は、疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

- 2 学部等の長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 52 条 休学期間は、1 年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を 1 年以内更新することができる。

- 2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。
3 休学期間は、第 18 条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第 53 条 学部等の長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。

- 2 学部等の長は、第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。

(転部)

第 54 条 学生が他の学部等に転部しようとするときは、所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

- 2 第 29 条の規定は、前項の規定により転部する者にこれを準用する。

(転学)

第 55 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第 56 条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 57 条 学長は、学部等の長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。

- 一 死亡した者
 - 二 行方不明の者
- 2 学長は、入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で、その納付すべき入学料を納付しない場合は、これを除籍する。
- 3 学長は、許可なく入学料(納付を猶予された場合に限る。)若しくは授業料を滞納し、又は延納期限を経過し、督促してもこれを納付しない者に対しては、除籍することができる。

(退学を命ずる場合)

第 58 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、退学を命ずることができる。

- 一 第 18 条に規定する在学期間を超えた者
- 二 第 52 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者

三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
(その他)

第 59 条 第 51 条から前条までに關し、必要な事項は別に定める。

第 6 節 卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第 60 条 卒業の認定は、第 16 条に規定する修業年限以上在学し、別に定める授業科目を履修し、卒業要件として定める単位を修得した者について、学長が行う。

2 学長は、前項に規定するもののほか、学校教育法第 89 条に定めるところにより、学生(医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。)が本学に 3 年以上在学し、卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

3 前 2 項に規定する卒業の認定は、学年の終わり(秋季入学した者にあつては、第 16 条に規定する修業年限に達する学期の終わり)に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかつた者については、別に定める時期に認定をうけることができるものとする。

4 第 1 項から前項までに定めるもののほか、卒業の認定に關し必要な事項は、別に定める。

(学士の学位授与)

第 61 条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者には、岐阜大学学位規則に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第 7 節 教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表のとおりとする。

第 8 節 賞罰

(表彰)

第 63 条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は、これを表彰する。

2 前項に規定する表彰に關し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 64 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第16条に規定する修業年限に算入しない。
- 5 懲戒に関し必要な事項は、第1項から前項までに定めるもののほか、学長が別に定める。

第4章 大学院教育

(大学院教育)

第65条 大学院に関し必要な事項は、大学院学則による。

第5章 研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等

(研究生)

第66条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第67条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第68条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他の大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期特定課題受託研修生)

第69条の2 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については、当該他の大学との協議に基づき、学長は、短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第70条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、第15条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(内地留学生等)

第 71 条 学長は、産業教育内地留学生、科学教育研究室研究生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教職員支援機構研修員、受託研究員、獣医師受託研修生、外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については、その受入れを許可することができる。

(その他)

第 72 条 第 66 条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 学生支援

(学生支援)

第 73 条 本学は、学生の修学その他に關し、必要な助言指導を行う。

(保健管理)

第 74 条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 75 条 学生は、前条に規定する健康診断のほか、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

(学生支援施設)

第 76 条 本学に、学生寮、課外活動施設その他の学生支援に關する施設を置く。

(その他)

第 77 条 第 73 条から前条までに關し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

(検定料、入学料、授業料等の額及び収納方法)

第 78 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予)

第 79 条 入学料、授業料及び寄宿料については、免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については、別に定める。

第 8 章 雑則

(雑則)

第 80 条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に工学部の夜間主コースに在学する学生がいる場合には、第 5 条の規定にかかわらず、当該学生が在学しなくなる日までの間、夜間主コースを置き、

第 15 条の表中，工学部及び合計に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
工学部	社会基盤工学科	人	人	人
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	機械システム工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用化学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	電気電子工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	生命工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用情報学科			
	昼間コース	280	280	280
	夜間主コース	15	10	5
	機能材料工学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	人間情報システム工学科			
	昼間コース	200	200	200
夜間主コース	15	10	5	
数理デザイン工学科				
昼間コース	160	160	160	
(各学科共通)		60	60	60
計	昼間コース	2,040	2,040	2,040
	夜間主コース	120	80	40
	共通	60	60	60
合計		5,290	5,250	5,210

附 則(平成 19 年 12 月 26 日)

この学則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

1 この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	490	500	510	520	530
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	830	840	850	860	870
合計		5,260	5,230	5,200	5,210	5,220

- 3 第 15 条の表に規定する医学部医学科の収容定員は，平成 34 年度までとする。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日)

この学則は，平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 15 条の表工学部の項中の機械システム工学科及び数理デザイン工学科並びに医学部の項中の医学科及び計並びに合計の項の収容定員欄については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
工学部	機械システム工学科	人 245	人 250	人 255	人 260	人 260
	数理デザイン工学科	155	150	145	140	140
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	510	530	550	570	590
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	850	870	890	910	930
合計		5,240	5,220	5,240	5,260	5,280

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員
----	--------	------

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	537	564	591	618	635
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	877	904	931	958	975
合計		5,227	5,254	5,281	5,308	5,325

- 3 平成 21 年度以前に入学した医学部看護学科及び工学部数理デザイン工学科の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 7 月 1 日)

この学則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行の際現に教育学部の生涯教育課程又は応用生物学部の食品生命科学課程に在籍する学生がいる場合には、第 3 条の規定にかかわらず、当該学生が在籍しなくなる日までの間、生涯教育課程又は食品生命科学課程を置き、第 15 条の表中、教育学部並びに応用生物学部の「応用生命科学課程」、「食品生命科学課程」、「獣医学課程」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 830	人 860	人 890	人 920	人 920
	特別支援学校教員養成課程	65	70	75	80	80
	生涯教育課程	105	70	35	0	0
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
応用生物学部	応用生命科学課程	人 80	人 160	人 245	人 330	人 330
	食品生命科学課程	250	170	85	0	0
	獣医学課程	170	170	170	170	175
	計	830	830	830	830	835
合計		5,254	5,281	5,308	5,325	5,337

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 23 年度以前に入学した者については、改正後の第 48 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 8 月 1 日)

この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に工学部の社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は応用生物学部の獣医学課程に在籍する学生がいる場合には、第 3 条の規定にかかわらず、当該学生が在籍しなくなる日までの間、社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は獣医学課程を置き、第 15 条の表中、工学部の「社会基盤工学科」，「機械工学科」，「化学・生命工学科」，「電気電子・情報工学科」及び「計」並びに応用生物学部の「共同獣医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
工学部		人	人	人	人	人
	社会基盤工学科	60	120	180	240	240
	機械工学科	130	260	390	520	520
	化学・生命工学科	150	300	450	600	600
	電気電子・情報工学科	170	340	510	680	680
	(各学科共通)			30	60	60
	社会基盤工学科	180	120	60		
	機械システム工学科	195	130	65		
	応用化学科	165	110	55		
	電気電子工学科	180	120	60		
	生命工学科	180	120	60		
	応用情報学科	210	140	70		
	機能材料工学科	165	110	55		
	人間情報システム工学科	150	100	50		
	数理デザイン工学科	105	70	35		
	(各学科共通)	60	60	30		

	計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
応用生物科学部		人	人	人	人	人
	共同獣医学科	30	60	90	120	150
	獣医学課程	145	115	90	60	30
	計	835	835	840	840	840
合計		5,313	5,330	5,342	5,342	5,342

- 平成24年度以前に医学部医学科に入学した学生については、改正後の岐阜大学学則第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成24年度以前に入学した工学部社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科並びに応用生物科学部獣医学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の岐阜大学学則第62条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月1日)

- この学則は、平成25年12月1日から施行する。
- 平成24年規則第1号の附則第2項中「第48条第3項」を「第41条第3項」と読み替えるものとする。

附 則(平成26年4月1日)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第15条の表中、医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る「入学定員」及び「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりにする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成27年度	110 80	190	1,240	645 340	985	5,345
平成28年度	110 80	190	1,240	648 340	988	5,348
平成29年度	110 80	190	1,240	651 340	991	5,351

平成 30 年度	95 80	175	1,225	639 340	979	5,339
平成 31 年度	95 80	175	1,225	627 340	967	5,327
平成 32 年度	85 80	165	1,215	605 340	945	5,305
平成 33 年度	85 80	165	1,215	580 340	920	5,280
平成 34 年度	85 80	165	1,215	555 340	895	5,255
平成 35 年度	85 80	165	1,215	530 340	870	5,230
平成 36 年度	85 80	165	1,215	520 340	860	5,220

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 応用生物科学研究科は、改正後の岐阜大学学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 29 年 4 月 27 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年度以前に入学した教育学部学校教育教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の学生が取得できる教員免許状の種類及び免許教科・領域の種類は、改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 岐阜大学学則等の一部を改正する学則(平成 27 年規則第 2 号)附則第 2 項の表中、平成 30 年度の項から平成 36 年度までの項を次のように改める。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 30 年度	110 80	190	1,240	654 340	994	5,354
平成 31 年度	110 80	190	1,240	657 340	997	5,357
平成 32 年度	85 80	165	1,215	635 340	975	5,335

平成 33 年度	85 80	165	1,215	610 340	950	5,310
平成 34 年度	85 80	165	1,215	585 340	925	5,285
平成 35 年度	85 80	165	1,215	560 340	900	5,260
平成 36 年度	85 80	165	1,215	535 340	875	5,235

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 連合獣医学研究科は、改正後の岐阜大学学則（以下「新学則」という。）第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 30 年度以前に入学した医学部看護学科の学生が取得できる教員免許状の種類は、新学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部特別支援学校教員養成課程は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該課程に在籍する者が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第 15 条の表中、教育学部の学校教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程並びに医学部看護学科の「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	940	960	980
	特別支援学校教員養成課程	60	40	20
医学部	看護学科	330		

- 4 令和元年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は、改正後の第 62 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中、平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 2 年度	110 80	190	660 330	990

令和3年度	110 80	190	660 320	980
令和4年度	85 80	165	635 320	955
令和5年度	85 80	165	610 320	930
令和6年度	85 80	165	585 320	905
令和7年度	85 80	165	560 320	880
令和8年度	85 80	165	535 320	855

附 則(令和3年3月23日 岐大学則第1号)

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の第15条の表中、教育学部、工学部、応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育学部	学校教育教員養成課程	人 970	人 940	人 910
工学部	社会基盤工学科	258【8】	276【16】	284【24】
	機械工学科	534【4】	548【8】	552【12】
	化学・生命工学科	606【4】	612【8】	616【12】
	電気電子・情報工学科	692【4】	704【8】	708【12】
	各学科共通	30	0	0
	計	2,120	2,140	2,160
応用生物科学部	応用生命科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	生産環境科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	共同獣医学科	180	180	180
	計	850	860	870
社会システム経営学環		30	60	90
備考 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科及び課程に係る内数を示す。				

附 則(令和4年3月21日 岐大学則第1号)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 岐阜大学学則等の一部を改正する学則(令和2年3月31日規則第6号)附則第5項表中、令和4年度以降の項から令和9年度までの医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和4年度	110 80	190	660 320	980
令和5年度	85 80	165	635 320	955
令和6年度	85 80	165	610 320	930
令和7年度	85 80	165	585 320	905
令和8年度	85 80	165	560 320	880
令和9年度	85 80	165	535 320	855

附 則(令和5年3月30日 岐大学則第1号)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和4年3月21日岐大学則第1号）附則第2項表中、令和5年度以降の項から令和10年度までの医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和5年度	110 80	190	660 320	980
令和6年度	85 80	165	635 320	955
令和7年度	85 80	165	610 320	930
令和8年度	85 80	165	585 320	905
令和9年度	85 80	165	560 320	880
令和10年度	85 80	165	535 320	855

附 則(令和 年 月 日岐大学則第○号)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際現に応用生物科学部の応用生命科学課程、生産環境科学課程に在籍する学生がいる場合には、第3条の規定にかかわらず、当該学生が在籍しなくなる日までの間、応用生命科学課程、生産環境科学課程を置き、第15条の表中、応用生物

科学部の「応用生命化学科」，「食農生命科学科」，「生物圏環境学科」及び「計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
応用生物科学部	応用生命科学課程	265【15】	180【10】	90【5】	
	生産環境科学課程	265【15】	180【10】	90【5】	
	応用生命化学科	58【3】	116【6】	177【9】	238【12】
	食農生命科学科	59【4】	118【8】	181【12】	244【16】
	生物圏環境学科	53【3】	106【6】	162【9】	218【12】
	共同獣医学科	180	180	180	180
	計	880	880	880	880
備考 【】は、社会システム経営学環の入学定員とし、応用生物科学部の定員の内数とする。					

3 令和6年度以前に入学した応用生物科学部の応用生命科学課程，生産環境科学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の第62条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表(第62条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者
		幼稚園教諭一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

	電気電子コース 情報コース		
	電気電子・情報工学科 応用物理コース		数学
応用生物 科学部	応用生命化学 科 食農生命科学 科 生物圏環境学 科	高等学校教諭一 種免許状	理科 農業

○岐阜大学の講座，学科目，研究部門等に関する規程（案）

（令和 2 年 3 月 31 日規程第 110 号）

改正 令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号

令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 56 号

令和 年 月 日 岐大規程第〇号

（趣旨）

第 1 条 この規程は，岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき，岐阜大学（以下「本学」という。）の学部の学科（教育学部にあつては課程をいう。以下同じ。），学環又は研究科の専攻に置く講座（医学部医学科にあつては学科目，工学部及び教育学研究科にあつてはコース，地域科学研究科，医学系研究科看護学専攻，自然科学技術研究科及び連合創薬医療情報研究科にあつては領域をいう。以下「講座等」という。）並びに研究科その他教育研究組織に置く講座又は研究部門に関し必要な事項を定めるものとする。

（講座等）

第 2 条 本学の学部の学科，学環及び研究科の専攻に置く講座等は，別表のとおりとする。

（寄附講座及び寄附研究部門）

第 3 条 本学の研究科その他本学に置く教育研究を行う組織に寄附講座を，本学のセンターその他本学に置く研究を行う組織に寄附研究部門を置くことができる。

2 寄附講座及び寄附研究部門の実施に関し必要な事項は，別に定める。

（共同研究講座及び共同研究部門）

第 4 条 本学の研究科その他本学に置く教育研究を行う組織に共同研究講座を，本学のセンターその他本学に置く研究を行う組織に共同研究部門を置くことができる。

2 共同研究講座及び共同研究部門の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規程は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 岐阜大学学則の一部を改正する学則（平成 31 年規則第 7 号）附則第 2 項の規定により平成 31 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされる連合獣医学研究科の専攻に置く講座は，次のとおりとする。

研究科	専攻	講座
連合獣医学研究科	連合獣医学専攻	基礎獣医学，病態獣医学，応用獣医学，臨床獣医学

附 則（令和 3 年 3 月 19 日岐大規程第 145 号）

この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 56 号）

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日岐大規程第○号)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

本学の学部の学科及び研究科の専攻に置く講座等
[別紙参照]

別表（第2条関係）

学部等・研究科	学科・課程・専攻	講座等
教育学部	学校教育教員養成課程	国語教育，社会科教育，数学教育，理科教育，音楽教育，美術教育，保健体育，技術教育，家政教育，英語教育，学校教育，特別支援教育
地域科学部	地域政策学科	地域政策，地域環境
	地域文化学科	地域文化，地域構造
医学部	医学科	生理学，生化学，人体構造学，神経構造機能学，病原体学，薬理・中毒学，病理学，循環器・呼吸器・腎尿路学，消化器・検査・血液腫瘍学，内分泌代謝学，脳神経学，成育学，生命倫理・法医学，臨床遺伝・臨床倫理，皮膚科学，免疫応答学，感覚器医学，運動器学，麻酔疼痛制御・救急災害，画像診断・放射線治療，精神医学，地域・産業保健学
	看護学科	総合基礎科学，地域生涯発達看護学，地域健康支援看護学
工学部	社会基盤工学科	環境，防災
	機械工学科	機械，知能機械
	化学・生命工学科	物質化学，生命化学
	電気電子・情報工学科	電気電子，情報，応用物理
応用生物科学部	応用生命化学科	
	食農生命科学科	
	生物圏環境学科	
	共同獣医学科	
社会システム経営学環		
教育学研究科	教職実践開発専攻	学校管理職養成，教育実践開発，教科指導能力開発
	教育臨床心理学専攻	
地域科学研究科	地域政策専攻	経済社会，行政社会，自然環境
	地域文化専攻	社会生活，人間文化
医学系研究	医科学専攻	生命原理学，生命秩序学，生命関係学，内科学，

科		外科学, 脳神経科学, 感覚運動医学, 生体管理医学, 生殖・発育医学
	看護学専攻	看護学教育, 実践看護学
	医療者教育学専攻	
工学研究科	工学専攻	
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻	
	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻	
自然科学技術研究科	生命科学・化学専攻	化学・創薬, 分子生命科学, 食品生命科学
	生物生産環境科学専攻	応用植物科学, 応用動物科学, 環境生態科学
	環境社会基盤工学専攻	環境, 防災
	物質・ものづくり工学専攻	物質化学, 設計生産
	知能理工学専攻	知能機械, 知能情報学, 応用数学物理
	エネルギー工学専攻	エネルギー変換, 電気エネルギー
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻	
共同獣医学研究科	共同獣医学専攻	基礎獣医科学, 病態・応用獣医科学, 臨床獣医科学
連合農学研究科	生物生産科学専攻	植物生産管理学, 動物生産利用学
	生物環境科学専攻	環境整備学, 生物環境管理学
	生物資源科学専攻	生物資源利用学, スマートマテリアル科学, 生物機能制御学
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ	

	校国際連携食品科学技術専攻	
連合創薬医療情報研究科	創薬科学専攻	生命分子科学, システム生命工学
	医療情報学専攻	生命情報, 生体制御

○岐阜大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 117 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 1 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 19 日
平成 25 年 12 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 9 号	令和 2 年 4 月 1 日岐大規則第 1 号
令和 2 年 12 月 23 日岐大規程第 122 号	令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 150 号
令和 3 年 6 月 21 日岐大規程第 12 号	令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 55 号
令和 5 年 1 月 30 日岐大規程第 37 号	令和 5 年 8 月 29 日岐大規程第 8 号
令和 年 月 日岐大規程第〇号	

(趣旨)

第 1 条 岐阜大学(以下「本学」という)において授与する学位に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位の種類は、博士、修士、教職修士(専門職)及び学士とする。

(学位授与の基本)

第 2 条の 2 本学は、学位授与条件の厳格な遵守、学位審査における的確な審査基準と公正な審査手続きにより、学位を授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 3 条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 博士の学位の授与は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第 4 条の 2 教職修士(専門職)の学位の授与は、本学大学院教育学研究科の教職大学院課程を修了した者に対し行うものとする。

(学士の学位授与の要件)

第 5 条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

(在学者の論文提出の時期)

第6条 在学者の学位論文の提出の時期は、研究科において定める。

(学位論文の申請)

第7条 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により博士の学位の授与を受けようとする者は、本文で規定するもののほか、学位論文審査手数料として1件につき、57,000円を添えなければならない。

一 学位論文

二 論文目録

三 履歴書

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、前項に規定する学位論文審査手数料を免除する。

3 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、当該研究科長に提出するものとする。

(学位論文)

第8条 提出する学位論文は、主論文1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の副本、訳文、標本又は模型等の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第9条 学長は、博士の学位論文を受理したときは、研究科委員会(医学系研究科にあっては教授会をいう。以下同じ。)にその審査を付託しなければならない。

2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科の教授又は准教授のうちから3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。

4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等を行うにふさわしい研究業績を有する者のうち、原則として、主指導教員(研究指導又は論文指導の直接的な責任を有する教員)以外から、選出しなければならない。

5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を行うものとする。

第10条 研究科長は、修士の学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

- 2 前項の審査は、審査の公正さ、透明性に配慮して実施しなければならない。
- 3 研究科委員会は、第1項に規定する審査を付託されたときは、大学院を担当する当該研究科の教員のうちから3人以上の審査委員(主査1人、副査2人以上)を選出しなければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、本学の他の研究科、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員として選出することができる。
- 4 前項に定める審査委員の主査は、当該学位論文の審査等行うにふさわしい研究業績を有する者から選出しなければならない。
- 5 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

(国際連携専攻の審査委員)

第11条 岐阜大学大学院学則(平成19年岐阜大学規則第51号)第2条第3項に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)においては、第9条及び第10条の規定に基づき選出する審査委員には、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議の上、連携外国大学院の教授その他の者を審査委員に含めるものとする。

(審査期間)

第12条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

- 2 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

(最終試験)

第13条 最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連する授業科目又は専門分野等について口頭又は筆答で行うものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試問の方法により行うものとする。

- 2 前項に規定する試問は、学位論文の内容を中心として、口頭及び筆答により行うものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、他の方法によることができる。
- 3 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、各研究科において定める年限内に学位の授与を受けようとする場合にあっては、第1項に規定する学力の確認のための試問を免除することができる。

(論文及び審査手数料の取扱い)

第15条 提出された学位論文及び既納の審査手数料は、返還しない。

(審査及び試験の報告)

第16条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終わったときは、学位論文の内容の要旨、審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨を研究科委員会に報告するものとする。

(合否の議決等)

第 17 条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の合否の議決は、前条に規定する審査委員の報告に基づいて研究科委員会が行う。

- 2 前項に規定する議決を行うには、研究科委員会委員(海外渡航中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上(連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあつては2分の1以上)が出席し、かつ、出席者の3分の2以上(連合農学研究科及び連合獣医学研究科にあつては4分の3以上)の同意を得なければならない。

(審査結果の報告)

第 18 条 研究科委員会において、博士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、その議決した日から10日以内に、次の各号に掲げる事項を学長に報告しなければならない。

- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
 - 二 氏名
 - 三 学位授与の要件
 - 四 学位論文名
 - 五 授与する年月日
 - 六 学位論文審査の結果の要旨及びその担当者氏名
 - 七 最終試験又は学力の確認の結果の要旨及びその担当者氏名
 - 八 学位論文審査機関の名称及び組織
 - 九 判定の方法
 - 十 議決の結果
- 2 研究科委員会において、修士の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。
- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
 - 二 氏名
 - 三 学位授与の要件
 - 四 学位論文審査の要旨
 - 五 授与する年月日
 - 六 最終試験
 - 七 判定の方法
 - 八 議決の結果
- 3 研究科委員会において、教職修士(専門職)の学位を授与すべき者と議決したときは、研究科長は、次の各号に掲げる事項を速やかに学長に報告しなければならない。
- 一 学位の種類及び専攻分野の名称
 - 二 氏名
 - 三 学位授与の要件

四 授与する年月日

五 判定の方法

六 議決の結果

- 4 研究科委員会において、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条に規定する報告に基づいて、第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定により学位の授与を受けようとする者については、課程の修了の可否又は第 3 条第 2 項の規定により学位の授与を受けようとする者については、その学位論文の可否及び学力の確認について決定し、課程の修了又は学位論文の合格及び学力の確認を決定した者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

- 2 前項の規定に基づき授与する学位記の様式は、別記様式第 1 号から第 10 号、第 13 号及び第 14 号までのとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、再生医科学、医療者教育学、看護学、工学、応用生物科学、食品科学技術、農学、獣医学、医科学、薬科学又は学術とする。

- 3 岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号）第 61 条に規定する学位記の様式は、別記様式第 11 号、第 12 号、第 15 号から第 17 号のとおりとし、学位に付記する専攻分野の名称は、教育学、地域科学、医学、看護学、工学、応用生物科学、獣医学又は経営学とする。

- 4 学位に付記する専攻分野の名称及び英語表記は、別表第 1 から別表第 3 までに定めるとおりとする。

(学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から 3 月以内に学位簿に登録し、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条に規定する様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその

内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表する場合は、「岐阜大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第23条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「岐阜大学」の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第24条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会が前項の規定により学位授与の取消しの決定をする場合には、構成員(海外渡航中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上の同意を得なければならない。

(学位記の再交付)

第25条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載し、学長に願い出なければならない。

(通報・相談窓口)

第25条の2 学長は、学位授与に関する不正行為等に関する通報・相談窓口を設置する。

2 通報・相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に農学部に入学者及び平成16年度以降に農学部編入学、再入学又は転部した者に係る学位記の様式及び学位に付記する専攻分野の名称については、第19条第3項の規定にかかわらず、廃止前の岐阜大学学位規則(昭和41年4月1日制定)第17条第3項の規定の例による。

附 則(平成17年4月1日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成 16 年度以前に大学院医学研究科に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に農学研究科に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第 7 条第 2 項の規定及び第 19 条第 2 項に基づく学位記の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 1 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願い出た場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 19 日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年度以前に博士の学位を授与した場合については、改正後の第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度以前に博士の学位を授与された者については、改正後の第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、既に学位記を交付された者が第 25 条の規定により再交付を願った場合に交付する学位記の様式は、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項及び同条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に、本学大学院の修士課程又は医学系研究科再生医科学専攻若しくは工学研究科の博士前期課程に入学した者については、改正後の岐阜大学学位規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 9 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日岐大規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 23 日岐大規程第 122 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日岐大規程第 150 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 21 日岐大規程第 12 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。
- 2 令和 2 年度に学位（食品科学技術）を授与された者については、改正後の岐阜大学学位規則第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 21 日岐大規程第 55 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 30 日岐大規程第 37 号)

この規則は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 29 日岐大規程第 8 号)

この規則は、令和 5 年 8 月 29 日から施行する。

附 則(令和 年 月 日岐大規程第〇号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1((学士課程))

[別紙参照]

別表第2((修士課程，博士前期課程及び教職大学院課程))

[別紙参照]

別表第3((博士及び博士後期課程))

[別紙参照]

別記様式第1号(第19条関係)

学位記(医学系研究科及び工学研究科工学専攻の場合)

[別紙参照]

別記様式第2-1号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻の場合(岐阜大学学位記))

[別紙参照]

別記様式第2-2号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻の場合(インド工科大学グワハティ校学位記))

[別紙参照]

別記様式第3-1号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合(岐阜大学学位記))

[別紙参照]

別記様式第3-2号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合(マレーシア国民大学学位記))

[別紙参照]

別記様式第4号(第19条関係)

学位記(医学系研究科及び工学研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第5号(第19条関係)

学位記(共同獣医学研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第6号(第19条関係)

学位記(共同獣医学研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第7号(第19条関係)

学位記(連合農学研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第8-1号(第19条関係)

(連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻の場合(岐阜大学学位記))

[別紙参照]

別記様式第8-2号(第19条関係)

(連合農学研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻の場合(インド工科大学グワハティ校学位記))

[別紙参照]

別記様式第9号(第19条関係)

学位記(連合獣医学研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 19 条関係)

学位記(連合創薬医療情報研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第 11 号(第 19 条関係)

学位記(連合農学研究科, 連合獣医学研究科及び連合創薬医療情報研究科の場合)

[別紙参照]

別記様式第 12 号(第 19 条関係)

学位記(修士課程及び博士前期課程の場合)

[別紙参照]

別記様式第 13 号-1(第 19 条関係)

(自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術
専攻の場合(岐阜大学学位記))

[別紙参照]

別記様式第 13 号-2(第 19 条関係)

(自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術
専攻の場合(インド工科大学グワハティ校学位記))

[別紙参照]

別記様式第 14 号(第 19 条関係)

学位記(教職大学院課程の場合)

[別紙参照]

別記様式第 15 号(第 19 条関係)

学位記(学士課程の場合(共同獣医学科及び社会システム経営学環を除く。))

[別紙参照]

別記様式第 16 号(第 19 条関係)

学位記(学士課程(共同獣医学科)の場合)

[別紙参照]

別記様式第 17 号(第 19 条関係)

学位記（学士課程（社会システム経営学環）の場合）

[別紙参照]

別表第1（学士課程）

学部等	学科又は課程	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英語）
教育学部	学校教育教員養成課程	教育学	Education
	※特別支援学校教員養成課程	教育学	Education
	※生涯教育課程	教育学	Education
地域科学部	※地域科学科	地域科学	Regional Studies
	地域政策学科	地域科学	Regional Studies
	地域文化学科	地域科学	Regional Studies
医学部	医学科	医学	Medicine
	看護学科	看護学	Nursing
工学部	社会基盤工学科	工学	Engineering
	※機械システム工学科	工学	Engineering
	※応用化学科	工学	Engineering
	※電気電子工学科	工学	Engineering
	※生命工学科	工学	Engineering
	※応用情報学科	工学	Engineering
	※機能材料工学科	工学	Engineering
	※人間情報システム工学科	工学	Engineering
	※数理デザイン工学科	工学	Engineering
	機械工学科	工学	Engineering
	化学・生命工学科	工学	Engineering
	電気電子・情報工学科	工学	Engineering
応用生物科学部	※食品生命科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※生産環境科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※獣医学課程	獣医学	Veterinary Medicine
	※応用生命科学課程	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	応用生命化学科	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	食農生命科学科	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	生物圏環境学科	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	共同獣医学科	獣医学	Veterinary Medicine
社会システム経営学環	—	経営学	Management

※募集停止している学科又は課程

別表第2（修士課程、博士前期課程及び教職大学院課程）

研究科	専攻	専攻分野の名称	専攻分野の名称（英語）
教育学研究科	※学校教育専攻	教育学	Education
	※心理発達支援専攻	教育学	Education
	※カリキュラム開発専攻	教育学	Education
	※教科教育専攻	教育学	Education
	※総合教科教育専攻	教育学	Education
	教育臨床心理学専攻	教育学	Education
教育学研究科	教職実践開発専攻	教職修士（専門職）	Education(professional)
地域科学研究科	地域政策専攻	地域科学	Regional Studies
	地域文化専攻	地域科学	Regional Studies
医学系研究科	※再生医科学専攻	再生医科学	Regeneration and Advanced Medical Sciences
	医療者教育学専攻	医療者教育学	Health Professions Education
	看護学専攻	看護学	Nursing
自然科学技術研究科	生命科学・化学専攻	応用生物科学 工学	Applied Biological Sciences Engineering
	生物生産環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	環境社会基盤工学専攻	工学	Engineering
	物質・ものづくり工学専攻	工学	Engineering
	知能理工学専攻	工学	Engineering
	エネルギー工学専攻	工学	Engineering
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻	食品科学技術	Food Science and Technology
※工学研究科	※社会基盤工学専攻	工学	Engineering
	※機械システム工学専攻	工学	Engineering
	※応用化学専攻	工学	Engineering
	※電気電子工学専攻	工学	Engineering
	※生命工学専攻	工学	Engineering
	※応用情報学専攻	工学	Engineering
	※機能材料工学専攻	工学	Engineering
	※人間情報システム工学専攻	工学	Engineering
	※数理デザイン工学専攻	工学	Engineering
	※環境エネルギーシステム専攻	工学	Engineering
※農学研究科	※生物資源生産学専攻	農学	Science in Agriculture
	※生物生産システム学専攻	農学	Science in Agriculture
	※生物資源利用学専攻	農学	Science in Agriculture
※応用生物科学研究科	※資源生命科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※生物環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※応用生命科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences
	※生産環境科学専攻	応用生物科学	Applied Biological Sciences

※募集停止している研究科及び専攻

別表第3 (博士及び博士後期課程)

研究科	専攻	専攻分野の名称	専攻分野の英語表記
医学系研究科	医科学専攻	医学	
	※再生医科学専攻	再生医科学	
工学研究科	※生産開発システム工学専攻	工学	
	※物質工学専攻	工学	
	※電子情報システム工学専攻	工学	
	※環境エネルギーシステム専攻	工学	
	工学専攻	工学	
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻	学術	Philosophy
	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻	学術	Philosophy
共同獣医学研究科	共同獣医学専攻	獣医学	
連合農学研究科	生物生産科学専攻	農学	
	生物環境科学専攻	農学	
	生物資源科学専攻	農学	
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻	学術	Philosophy
※連合獣医学研究科	※獣医学専攻	獣医学	
連合創薬医療情報研究科	創薬科学専攻	工学又は薬科学	
	医療情報学専攻	医科学又は薬科学	

※募集停止している研究科及び専攻

別記様式第1号（第19条関係）
（医学系研究科及び工学研究科工学専攻
の場合）

○博甲第 学位 号 記



本籍（都道府県名）
氏名
年 月 日 生

博士課程大学院○学（系）研究科○専攻の
必要なら研究指導を受けた上学位論文の
審査及び最終試験に合格したので博士
（専攻分野の名称）の学位を授与する

論文名

年 月 日
岐 阜 大 学

別記様式第3-1号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合(岐阜大学学位記))

工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻(岐阜大学学位記)

○博甲第 号



学位記

マレーシア国民大学および岐阜大学は

Universiti Kebangsaan Malaysia dan Gifu University mengisytiharkan bahawa

Universiti Kebangsaan Malaysia and Gifu University hereby confer that

氏名 / Nama / Name

国籍 / Warganegara / Nationality

生年月日 / Tarikh Lahir / Date of Birth

上記の者が岐阜大学大学院工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻において所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(学術)の学位を授与する

setelah memenuhi segala syarat serta lulus peperiksaan yang ditetapkan oleh Universiti untuk

Program Ijazah Bersama Ph.D. Antarabangsa dalam Sains Bahan dan Kejuruteraan

di antara UKM dan Gifu University telah dianugerahkan ijazah

having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations as prescribed by the University under the regulations of International Joint Ph.D. Degree Program in Materials Science and Engineering between UKM and Gifu University been admitted to the degree of

博士(学術)

Doktor Falsafah

Doctor of Philosophy

学位授与の日付

pada DD Bulan YYYY
on Month DD, YYYY

Official Seal
of GU
(Electronic)

Official Seal
of UKM
(Electronic)

(署名/Signature)

FULL NAME

岐阜大学 学長

Presiden, Gifu Universiti

President, Gifu University

学位記番号

Nombor Siri

Serial No.

(Tandatangan/Signature)

FULL NAME

マレーシア国民大学 学長

Naib Canselor, Universiti Kebangsaan Malaysia

Vice Chancellor, Universiti Kebangsaan Malaysia

学位記番号

Nombor Siri

Serial No.

別記様式第3-2号(第19条関係)

(工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻の場合(マレーシア国民大学学位記))

工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻(マレーシア国民大学学位記)
○博甲第 号



学位記

Universiti Kebangsaan Malaysia dan Gifu University mengisytiharkan bahawa
マレーシア国民大学および岐阜大学は
Universiti Kebangsaan Malaysia and Gifu University hereby confer that

Nama / 氏名 / Name
Warganegara / 国籍 / Nationality
Tarikh Lahir / 生年月日 / Date of Birth

setelah memenuhi segala syarat serta lulus peperiksaan yang ditetapkan oleh Universiti untuk Program Ijazah Bersama Ph.D. Antarabangsa dalam Sains Bahan dan Kejuruteraan di antara UKM dan Gifu University telah dianugerahkan ijazah
上記の者が岐阜大学大学院工学研究科岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻において所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(学術)の学位を授与する
having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations as prescribed by the University under the regulations of International Joint Ph.D. Degree Program in Materials Science and Engineering between UKM and Gifu University been admitted to the degree of

Doktor Falsafah
博士(学術)
Doctor of Philosophy

pada DD Bulan YYYY
学位授与の日付
on Month DD, YYYY

Official Seal
of UKM
(Electronic)

Official Seal
of GU
(Electronic)

(Tandatangan/Signature)

FULL NAME
Naib Canselor, Universiti Kebangsaan Malaysia
マレーシア国民大学 学長
Vice Chancellor, Universiti Kebangsaan Malaysia

Nombor Siri
学位記番号
Serial No.

(署名/Signature)

FULL NAME
Presiden, Gifu Universiti
岐阜大学 学長
President, Gifu University

Nombor Siri
学位記番号
Serial No.

別記様式第4号(第19条関係)
(医学系研究科及び工学研究科の場合)

○博士第
学位号
記



本籍(都道府県名)
年氏
月
日
生名

及び本
名試験に
称)の学位を授与する
の及
名
称
)
の
学
位
を
授
与
す
る
博
士
(
専
攻
分
野
の
及
び
本
大
学
に
学
位
論
文
を
提
出
し
所
定
の
審
査

論文名

年
月
日
岐
阜
大
学

別記様式第5号(第19条関係)
(共同獣医学研究科の場合)

○博甲第 学位号 記

岐阜大学の印

本籍(都道府県名)

年氏 月 日 生名

及び岐阜大学大学院共同獣医学研究科
及び鳥取大学大学院共同獣医学研究科
の共同獣医学専攻博士課程にお
いて指定の単位の修得しかつ必要
ない研究所の単位を受けた上学位論
文の審査及び最終試験に合格した
博士(獣医学)の学位を授与する
論
文
名

年 月 日

岐阜大学長 氏 名

印

鳥取大学長 氏 名

印

別記様式第6号（第19条関係）
（共同獣医学研究科の場合）

○博乙第 学位 号 記

岐 阜 大
学 の 印

本籍（都道府県名）

年 氏 月 日 生 名

を提出し、所定の審査及び試験に合格したので、博士（獣医学）を授与する。岐阜大学及び鳥取大学に学位論文

論文名

年 月 日

岐阜大学長 氏 名

印

鳥取大学長 氏 名

印

別記様式第7号(第19条関係)
(連合農学研究科の場合)

農博甲第
学位号
記



本籍(都道府県名)

年氏
月
日
生名

博士課程の研究院連合農学研究科において
受け所定の単位の修得し学位論文審査及び
最終試験に合格したことを認める

会 岐 阜 大 学 大 学 院 連 合 農 学 研 究 科 委 員

称) 右記の学位を授与する博士(専攻分野の名

論文名

年
月

日
岐 阜 大 学



学位記番号(GU)

学位記

氏名 西暦 年 月 日

本学大学院連合農学研究所岐阜大学・インド工科大学グワハティ校
国際連携食品科学技術専攻博士課程の研究指導を受け所定の単位を
修得し学位論文審査及び最終試験に合格したことを認める

上記の認定により博士(学術)の学位を授与する
論文名

学位授与の日付

Official Seal
of GU

REGISTRAR'S SIGNATURE
PRESIDENT'S NAME
岐阜大学長
西沢正, 岐阜大学
President, Gifu University



Ser. No.(ITG)

गोधु विश्वविद्यालय और भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी
Gifu University and Indian Institute of Technology Guwahati
hereby confer the

Doctor of Philosophy

on

पूरा नाम
First name Family name

जन्म की तारीख दिनांक महीना, वर्ष राष्ट्रियता
YYYY Month DD, YYYY Nationality

को इस उपाधि के प्रदान हेतु अंतर्राष्ट्रीय संयुक्त प्रोग्राम की, एकीकृत पत्रिक अभियान्तिकी कार्यक्रम
के विवरण लिखित आदेशों में
महीना, वर्ष में सफलतापूर्वक पूर्ण करने पर प्रदान करता है।

who has successfully completed in Month YYYY, the requirements prescribed under
the regulations of
International Joint Ph.D. Program in Food Science and Technology for the
award of this degree.

सैनिता सीटिका
Thesis title:

महीना दिनांक, वर्ष को प्रदान किया गया
Awarded on Month DD, YYYY

Official Seal
of ITG

REGISTRAR'S SIGNATURE
DIRECTOR'S NAME
इन्डो इन्डियन संयुक्त प्रोग्राम के
निर्देशक, भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी
Director, Indian Institute of Technology Guwahati

REGISTRAR'S SIGNATURE
Registrar गुणगोपाल

REGISTRAR'S SIGNATURE
Chairman, Board of Governors अमर, पारले मंडल

連 (別
専学合 術大連記
○攻グ農 専学合様
博(ワ学 攻グ農式
甲岐ハ研 のワ学第
第阜テ究 場ハ研 8
大イ科 合テ究 |
学校岐 (イ科 1
学国阜 岐校岐号
位際大 阜国阜 (第
号記連学 大際大 学携・9
) 携・食 イ条
食 イ 記 品 ン 関
科 ド 記 品 ン 係
学 工 科 学 工
技 科 科 技 科
術 大 技 科

別記様式第9号(第19条関係)
(連合獣医学研究科の場合)

獣医博甲第
学位
号
記

岐阜大
学の印

本籍(都道府県名)

年氏
月
日
生名

攻本学大学院連合獣医学研究科獣医学専
て博士課程の研究指導を○○大学におい
て受け所定の単位を修得し○位論文審査
及び最終試験に合格したことを認める

岐阜大学大学院連合獣医学研究科委
員会

右記の認定により博士(専攻分野の名
称)の学位を授与する

論文名

年
月

日
岐阜大学

（別記様式第10号（第19条関係）
（連合創薬医療情報研究科の場合）

○博甲第
学位
号
記



本籍（都道府県名）

年氏
月
日
生名

○本学大学院連合創薬医療情報研究科
○専攻博士課程の研究指導を○○大
○おいて受け学位論文審査及び最終試験
に合格したことを認める

岐阜大学大学院連合創薬医療情報研
究科委員会

称）右記の認定により博士（専攻分野の名
）の学位を授与する

論文名

年
月

日
岐
阜
大
学

別記様式第11号(第19条関係)
及び(連合農学研究所'第19条関係)研究科
連合創薬医療情報研究科の場合)

○博士第 号
学位記



本籍(都道府県名)

年 氏 月 日 生 名

提出本学に学位論文
とを認め所定の審査及び試験に合格したことを

岐阜大学大学院連合○○研究科委
員会

称)右記の認定により博士(専攻分野の名
の学位を授与する

年 月

日 岐 阜 大 学

<p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: right;">○修第 号</p> <p style="text-align: right;">氏名 生年月日</p> <p>本学大学院○学(系)研究科○○専攻において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(専攻分野の名称)の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p style="text-align: center;">岐 阜 大 学</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> 岐阜大 学の印 </div>	<p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <p style="text-align: center;">Hereby Confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Master of 《専攻分野の名称》</p> <p style="text-align: center;">in Recognition of the Fulfillment of the Requirements and Successful Completion of a Master's Thesis for a Major in 《専攻》 at the Graduate School of 《研究科》, Gifu University.</p> <p>Date</p> <p>Name President 《学長の署名》</p> <p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> 岐阜大 学の印 </div>
---	--

(別
 び 修 記
 博 士 様
 士 課 式
 前 程 第
 期 (1
 課 国 2
 程 際 号
 の 連 (第
 場 携 専 1
 合 攻 9
) を 条
 除 関
 く 係
 。)
) 及



学位記
 गीफू विश्वविद्यालय एवं भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी
 इसके द्वारा खाद्य विज्ञान एवं अभियांत्रिकी में
 प्रौद्योगिकी निष्णात की अंतर्राष्ट्रीय संयुक्त उपाधि
 Gifu University and Indian Institute of Technology Guwahati
 hereby confer the International Joint Degree of
Master of Technology in Food Science and Technology
 on

氏名
पूरा नाम

First name Family name

本学大学院自然科学技術研究科岐阜大学・インド工科大学グワハティ校
 国際連携食品科学技術専攻において
 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので
 修士（食品科学技術）の学位を授与する
 को इस उपाधि के प्रदान हेतु खाद्य विज्ञान एवं प्रौद्योगिकी में अंतर्राष्ट्रीय संयुक्त निष्णात पाठ्यक्रम के विनियम
 विहित अपेक्षाएँ महीना, वर्ष में सफलतापूर्वक पूर्ण करने पर प्रदान करते हैं।
 who has successfully completed in Month YYYY, the requirements proscribed under the regulations of
 International Joint Master's Degree Program in Food Science and Technology for the award of
 this degree.

学位授与の日付

महीना दिनांक, वर्ष को प्रदान किया गया
Awarded on Month DD, YYYY



ESTABLISH/ Signature
 PRESIDENT'S NAME
 岐阜大学長
 प्रोफेसर, गीफू विश्वविद्यालय
 President, Gifu University

ESTABLISH/ Signature
 DIRECTOR'S NAME
 インド工科大学グワハティ校学長
 निदेशक भारतीय प्रौद्योगिकी संस्थान गुवाहाटी
 Director, Indian Institute of Technology Guwahati

ESTABLISH/ Signature
 Registrar कुलसचिव

ESTABLISH/ Signature
 Chairman, Board of Governors अध्यक्ष, पञ्चमे संघल

学位記番号(GU) क्रमांक Ser. No.	生年月日 जन्म की तारीख Date of Birth	国籍 राष्ट्रीयता Nationality	学位記番号 (IITG) क्रमांक Ser. No.

術科自然 技工（別
 専大然 術科自記
 ○攻学科 専大然様
 博（グ学 攻学科式
 甲岐ワ技 のグ学第
 第阜ハ術 場ワ技 1
 大テ研 合ハ術 3
 学イ究 （テ研号
 学校科 岐イ究 |
 位国岐 阜校科 1
 号記際阜 大国际阜（
 ）連大 学际阜第
 携大学 学连大 1
 食・イン 位携学 9
 品 インド 記食・イ 条
 学 ド 科学 科 イ 関
 技 工 学 ド 係

<p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: center;">教職修第 号</p> <p style="text-align: center;">氏名 生年月日</p> <p>本学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の 教職大学院課程において所定の単位を 修得したので教職修士(専門職)の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p style="text-align: center;">岐 阜 大 学</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> 岐阜大 学の印 </div>	<p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <p style="text-align: center;">Hereby Confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Master of Education(professional)</p> <p style="text-align: center;">in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in Teacher Education Course at the Graduate School of Education, Gifu University.</p> <p>Date</p> <p>Name President 《学長の署名》</p> <p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> 岐阜大 学の印 </div>
---	---

(別記様式第14号(第19条関係))

別記様式第15号（第19条関係）
 テム経営学環を除く。（共同獣医学科及び社会シス

<p style="text-align: right;">○第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 岐阜大 大学の印 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">氏名 生年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">本学〇学部〇〇(学科所定の) 課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(専攻分野の名称)の学位を授与する</p> <p style="margin-top: 10px;">年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">岐阜大学長 氏 名 印</p>	<p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 岐阜大 大学の印 </div> <p style="margin-top: 10px;">Hereby Confers upon</p> <p style="margin-left: 20px;">Name Date of Birth:</p> <p style="margin-top: 10px;">the Degree of Bachelor of 《専攻分野の名称》</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in 《学科または課程》 at 《学部》, Gifu University.</p> <p style="margin-top: 10px;">Date</p> <p style="margin-top: 20px;">Name President 《学長の署名》</p>
---	--

<p style="text-align: right;">○第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;"> 岐阜大 学の印 </div> <p style="text-align: right;">氏名 生年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">岐阜大学応用生物科学部及び鳥取大学農学部 共同獣医学科所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士(獣医学)の学位を授与する</p> <p>年月日</p> <p style="margin-top: 10px;">岐阜大学長 氏 名 印</p> <p style="margin-top: 10px;">鳥取大学長 氏 名 印</p>	<p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;"> 岐阜大 学の印 </div> <p>Hereby Confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Bachelor of Veterinary Medicine</p> <p>in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for the Joint Department of Veterinary Medicine at the Faculty of Applied Biological Sciences, Gifu University, and the Faculty of Agriculture, Tottori University.</p> <p>Date</p> <p>Name President(岐阜大学) 《岐阜大学長の署名》</p> <p>Name President(鳥取大学) 《鳥取大学長の署名》</p>
--	--

別記様式第16号(第19条関係)
(学士課程(共同獣医学科)の場合)

<p style="text-align: center;">○第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">岐阜大学の印</div> <p style="text-align: center;">氏名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">年月日</p> <p style="text-align: center;">岐阜大学長 氏 名 印</p> <p style="font-size: small;">本学社会システム経営学環の所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(経営学)の学位を授与する</p>	<p style="text-align: center;">GIFU UNIVERSITY</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">岐阜大学の印</div> <p style="text-align: center;">Hereby Confers upon Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Bachelor of Management</p> <p style="text-align: center;">in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in Social System Management, Gifu University.</p> <p style="text-align: center;">Date</p> <p style="text-align: center;">Name President 《学長の署名》</p>
--	--

(別記様式第17号(第19条関係)の学位課程(社会システム経営学環)の場合)

○岐阜大学応用生物科学部規程（案）

（平成 19 年 10 月 1 日規程第 104 号）

改正	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学応用生物科学部規則第 28
	令和 2 年 3 月 30 日規程第 15 号	令和 3 年 3 月 22 日岐大規程第 148 号
	令和 3 年 12 月 15 日岐大規程第 30 号	令和 4 年 3 月 16 日岐大規程第 50 号
	令和 5 年 2 月 15 日岐大規程第 42 号	令和 6 年 月 日岐大規程第 号

（趣旨）

第 1 条 岐阜大学応用生物科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項は、岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号。以下「学則」という。）及び岐阜大学学生共通規程（平成 19 年規程第 74 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第 1 条の 2 本学部及び学科は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（附属教育研究施設）

第 2 条 本学部附属の岐阜フィールド科学教育研究センター、動物病院、野生動物管理学研究センター、共同獣医学教育開発推進センター及び家畜衛生地域連携教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 条 削除

（授業科目及び単位数）

第 4 条 全学共通教育科目（共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。）の科目区分及び最低修得単位数は、別表第 1 のとおりとする。ただし、同表に掲げる科目区分における授業科目、単位数その他必要な事項は、別に定める。

2 日本語科目及び日本事情に関する科目の授業科目、単位数その他必要な事項は、別に定める。

3 教養基礎科目、共同獣医学科一般教養科目における学部開講科目、教職科目の授業科目及び単位数並びに年次配当は、別表第 2 のとおりとする。

4 専門基礎科目及び専門科目（共同獣医学科にあっては専門教育科目という。以下同じ。）の授業科目、単位数並びに年次配当は、別表第 3 のとおりとする。

5 前 2 項、第 8 条及び第 9 条に規定する授業科目のほか、学部が適当と認める科目を指定することができる。

6 第 4 項の規定にかかわらず、第 15 条第 4 項に規定するものに限り、別表第 3 に定める配当年次を超えて履修することができる。

- 7 第3項及び第4項に規定する授業科目及び単位数並びに年次配当は、必要に応じ、応用生物科学部教授会(以下「教授会」という。)の意見を聴いて、その一部を変更することができる。
- 8 学科は、教授会の審議を経て、選択科目のうち特に履修を必要とする場合は、授業科目及び単位数を指定することができる。
- 9 学科は、本学部が開講する授業科目のほか、必要があると認められる場合は、学外における実習を課することができる。
- 10 学生は、本学部の他の学科が開講する授業科目を履修することができる。
- 11 学生の所属する学科が開講する授業科目のほか、当該学科が教育上有効と認める場合は、他の学科が開講する授業科目、第5項、第8条及び第9条に規定する授業科目のうち、10単位までは、卒業に必要な単位として算入することができる。ただし、教職科目は、卒業に必要な単位に算入しない。
- 12 専門科目の授業科目で、所定の配当年次に修得できなかった授業科目のうち、その授業科目が開講されなくなった場合に限り、教授会の意見を聴いて、当該授業科目に替え指定された授業科目を学部長は履修させることができる。

第5条 学生が1学期に履修登録できる授業科目は、全学共通教育科目、教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目、日本語科目、日本事情に関する科目及び第8条、第9条に規定する科目を含めて30単位を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、成績が特に優秀と認めたもの限り、前項に規定する単位数を超えて履修登録をすることができる。

(授業科目等の公示等)

第6条 授業科目とその担当教員、時間割、教室等は、毎学期の初めに公示する。

- 2 本学部及び学科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

(履修届の提出)

- 第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(他学部の授業科目の履修)

第8条 学生は、他の学部が開講する授業科目を履修しようとするときは、応用生物科学学部長(以下「学部長」という。)に願い出なければならない。

- 2 学生が他の学部が開講する授業科目を履修し、修得した単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。

- 3 前2項に規定するもののほか、他の学部が開講する授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等の授業科目の履修)

第9条 学生は、他の大学等又は外国の大学等が開講する授業科目を履修しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により他の大学等又は外国の大学等が開講する授業科目を履修し、修得した単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長が行う。

3 前項に規定するもののほか、他の大学等又は外国の大学等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

(定期試験)

第10条 定期試験を実施する授業科目、日時その他必要な事項は、1週間前に公示する。

2 前項の規定により行う定期試験を受けることのできる者は、受験しようとする当該授業科目の講義時間数の3分の2以上及び実験、実習若しくは演習時間数の5分の4以上を出席したものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、研究報告、随時行う試験及び修学状況等により成績の判定のできる授業科目は、定期試験を省略することができる。

(進級認定)

第11条 別表第4に掲げる学年に進級できる者は、同表に掲げる事項を審査の上、教授会の意見を聴いて、学部長が認定する。

(成績の評価)

第12条 授業科目の成績は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

2 卒業研究の成績は、合格又は不合格とする。

(成績評価基準等の明示)

第12条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、その基準をシラバスに記載するなど、学生に対してあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない理由のため定期試験を受験できなかった者の当該授業科目は、教学委員長及び当該授業科目担当教員の承認を得て追試験を行うことができる。

(再試験)

第14条 定期試験の結果が不合格と判定された授業科目は、当該授業科目の担当教員の承認を得て、再試験を受けることができる。

(卒業の要件)

第15条 本学部を卒業することのできる者は、別表第1に規定する学科所定の単位を修得したものとする。

2 卒業の認定の時期は、原則として3月とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のある者については、卒業の認定の時期を9月とすることができる。
- 4 第1項に規定するもののほか、学則第60条第2項に定めるところにより、応用生命化学科、食農生命科学科及び生物圏環境学科の学生が3年以上在学し、別表第1に規定する学科所定の単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。
- 5 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第16条 学生が本学部の他の学科に転学科しようとするときは、学部長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により転学科する場合には、学生の既に修得した授業科目及びその単位数は、受け入れる学科が審査し、教授会の意見を聴いて、学部長が認定する。
- 3 前2項に規定するもののほか、転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(転部)

第17条 他の学部から本学部への転部の取扱いは、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、転部に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学、編入学及び転入学)

第18条 学則第28条に規定する再入学、編入学及び転入学を志望する者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第19条 外国人留学生の入学に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の意見を聴いて、学部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学応用生物科学部規則(平成16年岐阜大学規則第203号)は、廃止する。
- 3 平成18年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岐阜大学農業別科規程(平成 19 年規程第 106 号)及び岐阜大学農業別科細則(平成 21 年細則第 94 号)は、廃止する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、この規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数、成績の評価並びに卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに進級の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに進級及び卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生に係る博物館学芸員に関する科目の授業科目及びその単位数並びに年次配当については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学応用生物科学部規則第 28 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに配当年次については、改正後の岐阜大学応用生物科学部規程第 4 条第 3 項に定める別表第 2-1 及び別表第 2-2 に係る改正並びに改正後同規程第 4 条第 4 項に定める別表第 3-2 環境生態科学コースの授業科目の配当年次及び別表第 3-3 の授業科目の配当年次に係る改正並びに改正後同規程第 11 条に定める別表第 4-2 に係る改正を除き、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規程第 15 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに進級及び卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日岐大規程第 148 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに修了の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 12 月 15 日岐大規程第 30 号)

この規程は、令和 3 年 12 月 15 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日岐大規程第 50 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和3年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに進級及び卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年2月15日岐大規程第42号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に係る博物館学芸員に関する科目の授業科目、その単位数、及び年次配当並びに進級の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和7年 月 日岐大規程第 号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生に係る授業科目及びその単位数並びに卒業の要件については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1-1(第4条関係, 第15条関係)

[別紙参照]

別表第1-2(第4条関係, 第15条関係)

[別紙参照]

別表第2-1(第4条関係)

[別紙参照]

別表第2-2(第4条関係)

[別紙参照]

別表第2-3(第4条関係)

[別紙参照]

別表第2-4 削除

[別紙参照]

別表第2-5 削除

別表第3-1(第4条関係)

[別紙参照]

別表第 3-2(第 4 条関係)

[別紙参照]

別表第 4-1(第 11 条関係)

[別紙参照]

別表第 4-2(第 11 条関係)

[別紙参照]

別表第 1-1 (第 4 条第 1 項, 第 15 条関係)

卒業に必要な単位数 (応用生命化学科, 食農生命科学科, 生物圏環境学科)

科 目 区 分		最 低 修 得 単 位 数					
		応用生命化学科		食農生命科学科		生物圏環境学科	
教養科目	初年次セミナー	2		2		2	
	人文科学	4	2	4	2	4	2
	社会科学	4		4		4	
	自然科学	2		2		2	
	岐阜学	2		2		2	
	スポーツ・健康科学	2		2		2	
	英語	4		4		4	
	言語と文化	2		2		2	
	社会人リテラシー	1		1		1	
	数理・データサイエンス・AI	1		1		1	
	教養基礎科目	12		12		12	
専門基礎科目		42		42		42	
専門科目		48		48		48	
計		128		128		128	

(注)

- 1 各学科とも必修科目全部を含む。
- 2 全学共通教育のうち, 人文科学, 社会科学においては当該科目区分のうち一分野につき一科目の修得単位数を最低修得単位数に算入する。
- 3 言語と文化のうち, 「言語と文化 (講義科目)」は必修。「第二外国語 (演習科目)」は選択科目であり, 自由選択科目に参入される。

別表第 1-2 (第 4 条第 1 項, 第 15 条関係)
卒業に必要な単位数 (共同獣医学科)

科 目 区 分		最低修得単位数		
一 般 教 養 科 目	大学教育導入科目群	6		
	人文・社会科学科目群	6		
	自然科学科目群	10	注 1	
	複合領域科目群	7	注 2	
	外国語科目群	英語	6	注 3
		第二外国語	2	注 4
専 門 教 育 科 目	齊一教育科目群	121		
	専修教育科目群	25	注 5	
計		183		

注 1 自然科学科目群の最低修得単位数は学部開講科目の 8 単位を含む。

注 2 複合領域科目群の最低修得単位数は全学共通教育科目の岐阜学もしくは数理・データサイエンス・AI の科目 3 単位、社会人リテラシー科目 1 単位、健康科学分野もしくはスポーツ演習分野の科目 1 単位及び学部開講科目の生命倫理学 2 単位を含む。

注 3 外国語科目群の英語の最低修得単位数は学部開講科目の科学英語 2 単位を含む。

注 4 外国語科目群の第二外国語の最低修得単位数は全学共通教育科目の言語と文化(言語名)2 単位を含む。

注 5 専修教育科目群の最低修得単位数は選択科目 5 単位を含む。

別表第 2-1 (第 4 条第 3 項関係)

教養基礎科目 (応用生命化学科、食農生命科学科、生物圏環境学科)

履修区分	授業科目名	1 年次		2 年次		計
		前学期	後学期	前学期	後学期	
必修	基礎数学	2				2
	物理学Ⅰ	2				2
	化学Ⅰ	2				2
	生物学Ⅰ	2				2
	生命倫理学				2	2
選択	物理学Ⅱ		2			2
	化学Ⅱ		2			2
	生物学Ⅱ		2			2
	地学			2		2
必修	合計	8			2	10
選択			6	2		8

必修 10 単位を含め、12 単位以上を修得する。

別表 2-2 (第 4 条第 3 項関係)

共同獣医学科一般教養科目における学部開講科目

履修 区分		1 年次		2 年次		計	
		前学期	後学期	前学期	後学期		
大学 導 入 科 目 群	必 修	大学教育導入演習 A	1			1	
		大学教育導入演習 B			1	1	
		教養基礎演習		2			2
自 然 科 学 科 目 群	必 修	基礎数学	2			2	
		物理学Ⅰ	2			2	
		化学Ⅰ	2			2	
	生物学Ⅰ	2			2		
	選 択	物理学Ⅱ		2			2
		化学Ⅱ		2			2
生物学Ⅱ			2			2	
複 合 領 域 科 目 群	必 修	生命倫理学		2			2
外 国 語 科 目 群	必 修	科学英語			2		2

別表 2-3 (第 4 条第 3 項関係)

教職科目

授 業 科 目 名	配当年次		計
	学期の指定なし	4 年	
(教科) 職業指導	2		2
(教職) 教師論	2		2
教育原論	2		2
教育経営論	2		2
教育・学校心理学(高等学校)	1		1
特別支援教育論(高等学校)	1		1
総合的な探究の時間及び特別活動等の指導法	2		2
教育課程論	2		2
理科教育法Ⅰ	2		2
理科教育法Ⅱ	2		2
農業科教育法Ⅰ	2		2
農業科教育法Ⅱ	2		2
教育の方法及び技術(ICT活用を含む)	2		2
生徒指導と進路指導	2		2
学校教育相談	2		2
教職実践演習(高等学校)		2	2
教育実習事前事後指導(高等学校)		1	1
高等学校教育実習		2	2

別表第3-1（第4条第4項関係）
 応用生命化学科

区分	授業科目名	1年次		2年次		3年次		4年次		計
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門基礎科目	応用生命化学概論	<u>2</u>								2
	地球・生命・ヒト・人	2								2
	バイオエコノミー概論		<u>2</u>							2
	基礎生物統計学		<u>2</u>							2
	生命化学実験Ⅰ		<u>2</u>							2
	物理化学			<u>2</u>						2
	分析化学			2						2
	有機化学Ⅰ			<u>2</u>						2
	生化学			<u>2</u>						2
	分子生物学			<u>2</u>						2
	生物無機化学			<u>2</u>						2
	基礎微生物学			<u>2</u>						2
	生命化学実験Ⅱ			<u>2</u>						2
	分光分析学				<u>2</u>					2
	有機化学Ⅱ				<u>2</u>					2
	酵素科学				<u>2</u>					2
	細胞生物学				<u>2</u>					2
	動物生理学				<u>2</u>					2
	栄養代謝学				<u>2</u>					2
	微生物遺伝学				<u>2</u>					2
生命化学実験Ⅲ				<u>2</u>					2	
小計	必修科目	4	6	16	16	0	0	0	0	42

区分	授業科目名	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専門科目	必修科目	生命情報科学入門					2				2
		専門科学英語 I					2				2
		生命化学実験IV					2				2
		専門科学英語 II						2			2
		卒業研究							8		8
	選択科目	構造有機化学					2				2
		機器分析学					2				2
		バイオマス化学					2				2
		生物物理化学					2				2
		高分子科学					2				2
		免疫化学					2				2
		天然物化学					2				2
		植物分子栄養学					2				2
		ゲノム科学					2				2
		実験動物学					2				2
		環境微生物学					2				2
		グローバルインターンシップ					1				1
		有機合成化学						2			2
		生物有機化学						2			2
		生体分子化学						2			2
		創薬化学						2			2
		生活材料化学						2			2
		予防医学と健康科学						2			2
		植物分子生理学						2			2
		合成生物学						2			2
		動物応答機能学						2			2
		生命データサイエンス I						1			1
		生命データサイエンス II						1			1
		バイオテクノロジー論						1			1
		バイオインダストリー論						1			1
	小計	必修科目					6	2			8
		選択科目							8		8
						23	22			45	

食農生命科学科

区分	授業科目名	選択必修 科目の 修得単位	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専門基礎科目	食農生命科学概論		<u>2</u>								2	
	地球・生命・ヒト・人		2								2	
	食農生命科学フィールド実習		<u>2</u>								2	
	食農生命科学実験法および実験 I			<u>2</u>							2	
	有機化学				<u>2</u>						2	
	生化学				<u>2</u>						2	
	基礎微生物学				<u>2</u>						2	
	生物統計学 I				2						2	
	農畜産物生産学				<u>2</u>						2	
	食農生命科学実験法および実験 II				<u>2</u>						2	
	分子生物学					<u>2</u>					2	
	植物生理学					<u>2</u>					2	
	食品分析学					<u>2</u>					2	
	生物統計学 II					<u>2</u>					2	
	食農生命科学実験法および実験 III					<u>2</u>					2	
	選択必修科目	資源植物学	12			<u>2</u>						2
		物理化学および輸送現象論				2						2
		農畜産物利用学				<u>2</u>						2
		栄養化学					<u>2</u>					2
		食品化学					<u>2</u>					2
		酵素科学					<u>2</u>					2
		動物生理学					<u>2</u>					2
		土壌科学					<u>2</u>					2
	選択	かたちと分類の科学			2							2
		農業経済学・経営学入門					2					2
	小計	必修科目		4	2	12	10					28
		選択必修科目		<u>2</u>								2
		選択科目			2		2					4

区分	授業科目名	選択必修 科目の 修得単位	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専 門 科 目	必修科目						2				2	
	専門英語演習						2				2	
	食農生命科学実験法および実験 IV						6				6	
	食農データサイエンス							2			2	
	卒業研究								8		8	
	選択必修科目		12					2				2
	園芸学							2				2
	作物学							2				2
	植物育種学							2				2
	動物発生繁殖学							2				2
	動物飼養学							2				2
	動物管理学							2				2
	食品微生物学							2				2
	食品衛生学							2				2
	選択科目							2				2
	実験動物学							2				2
	植物分子栄養学							2				2
	植物病理学							2				2
	ポストハーベスト工学							2				2
	地域農業技術論							2				2
	農業政策学							2				2
	分光分析学								2			2
	植物環境制御学								2			2
	園芸植物栽培学								2			2
	栽培システム学								2			2
	植物保護学								2			2
	動物発生工学								2			2
	動物遺伝育種学								2			2
	動物衛生学								2			2
	食品工学								2			2
	食品保蔵学								2			2
	食品免疫学								2			2
	バイオインフォマティクス演習								1			1
地域食品産業実習								1			1	
農業生態学									2		2	
食品関連法規									2		2	
グローバルインターンシップ									1		1	
小計	必修科目						2	2			4	
							8				8	
							8				8	
	選択必修科目						16				16	
	選択科目					12	24		5		41	

生物圏環境科学科

区分	授業科目名	1年次		2年次		3年次		4年次		計	
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専門基礎科目	地球・生命・ヒト・人	<u>2</u>								2	
	情報処理演習	<u>1</u>								1	
	ヒトと自然		<u>2</u>							2	
	フィールド科学基礎実習		<u>1</u>							1	
	かたちと分類の科学		<u>2</u>							2	
	生化学			<u>2</u>						2	
	水文学			<u>2</u>						2	
	水理学			<u>2</u>						2	
	土質力学			2						2	
	動物園学・博物館概論			2						2	
	アルゴリズム基礎			<u>2</u>						2	
	基礎生態学			<u>2</u>						2	
	フィールド科学応用実習			<u>1</u>						1	
	水理計測実験法および実験・実習				1					1	
	材料計測実験法および実験・実習				<u>1</u>					1	
	生物計測実験法および実験・実習				<u>1</u>					1	
	生物統計学					2				2	
	土壌科学					<u>2</u>				2	
	生物多様性学					<u>2</u>				2	
	遺伝学					<u>2</u>				2	
	動物生理学					2				2	
	植物生理学					2				2	
	動物行動学					<u>2</u>				2	
	動物園動物管理学					2				2	
	選択科目	作物学			<u>2</u>						2
		農村デザイン学			<u>2</u>						2
		環境リテラシー入門			2						2
		農業経済学・経営学入門				2					2
		野生動物管理学入門				2					2
	小計	必修科目	3	2	15	16					36
			3		3					6	
選択科目				6	4					10	

区分	授業科目名	1年次		2年次		3年次		4年次		計
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
必修科目	環境化学分析法					2				2
	空間情報計測学Ⅰ					2				2
	生態環境モデリングⅠ					1				1
	空間情報計測学実習Ⅰ					1				1
	生物識別野外調査実習－動物－					<u>1</u>				1
	生物識別野外調査実習－植物－					<u>1</u>				1
	生物識別野外調査実習－昆虫－					<u>1</u>				1
	生物識別野外調査実習－水棲生物－					<u>1</u>				1
	専門英語演習						2			2
	卒業研究							8		8
専門科目	水利環境学					<u>2</u>				2
	構造力学					<u>2</u>				2
	水・物質循環学					<u>2</u>				2
	農業生態学					<u>2</u>				2
	植物生理生態学					<u>2</u>				2
	動物保全遺伝学					<u>2</u>				2
	動物保全生理学					<u>2</u>				2
	グローバルインターンシップ					1				1
	水利施設学						2			2
	農地工学						<u>2</u>			2
	インターンシップ実習					1				1
	博物館実習Ⅰ（学内実習）					1				1
	空間情報計測学Ⅱ						2			2
	保全生態学						<u>2</u>			2
	陸水生態環境学						2			2
	昆虫学						<u>2</u>			2
	森林管理学						<u>2</u>			2
	植物環境制御学						2			2
	植物病理学						2			2
	空間情報計測学実習Ⅱ						1			1
	生態環境モデリングⅡ						1			1
	キャリア演習						<u>1</u>			1
	環境微生物学							2		2
	農業政策学							2		2
	博物館実習Ⅱ（学内実習）								1	1
	博物館実習Ⅲ（館園実習）								1	1
小計	必修科目					6				6
							6			6
								8		8
	選択科目					15				15
						2		2	4	
							21	4	25	

別表第3-2（第4条第4項関係）
共同獣医学科

区分			授業科目名	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次		計	
				前学期	後学期												
専門教育科目	導入科目群	必修科目	獣医学概論	1												1	
			生物統計学演習			1											1
			獣医倫理・動物福祉学								1						1
			獣医事法規								1						1
		小計 必修	1		1					2						4	
	基礎獣医学科目群	必修科目	解剖学 A		2												2
			解剖学 B			2											2
			解剖学実習			2											2
			組織学				2										2
			組織学実習				1										1
			発生学				1										1
			生理学 A		2												2
			生理学 B			2											2
			生理学 C			2											2
			生理学実習			2											2
			生化学 A	2													2
			生化学 B		1.5												1.5
			生化学実習		0.5												0.5
			分子生物学実習			0.5											0.5
			動物栄養学		0.5												0.5
			薬理学 A				2										2
			薬理学 B				2										2
			薬理学実習				1										1
			動物遺伝育種学				2										2
			動物行動学								1						1
			実験動物学			2											2
	実験動物学実習				1										1		
	放射線生物学							1							1		
	小計 必修	2	6.5	12.5	12		1	1							35		
	病態獣医学科目群	必修科目	病理学 A					2								2	
			病理学 B						2							2	
			病理学 C						2							2	
			病理学実習						2							2	
免疫学						1										1	
微生物学 A					2										2		
微生物学 B						2										2	

		微生物学実習			2									2
		家禽疾病学					2							2
		魚病学						1						1
		水産学						0.5						0.5
		動物感染症学 A				3								3
		動物感染症学 B				2								2
		寄生虫病学 A				2								2
		寄生虫病学 B				2								2
		寄生虫病学実習				1								1
	小計	必修			2	5	12	8	1.5					28.5
応用獣医学科目群	必修科目	動物衛生学						2						2
		動物衛生学実習							1					1
		公衆衛生学総論				1								1
		公衆衛生学実習				1								1
		食品衛生学						2						2
		食品衛生学実習						1						1
		環境衛生学				1								1
		毒性学				2								2
		毒性学実習				1								1
		人獣共通感染症学						2						2
		疫学							2					2
		野生動物医学							2					2
		小計	必修				6	7	5					
臨床獣医学科目群	必修科目	内科学 A						2						2
		内科学 B						2						2
		内科学 C							2					2
		外科学 A						1						1
		外科学 B						2						2
		外科学 C							2					2
		眼科学							1					1
		臨床行動学							1					1
		腫瘍学								1				1
		麻酔学							1					1
		画像診断学 A							1					1
		画像診断学 B								1				1
		産業動物臨床学								2				2
		馬臨床学								1				1
		臨床繁殖学 A								1.5				1.5
臨床繁殖学 B									2			2		

専修教育科目群		畜産学							0.5						0.5	
		ブレクリニカル実習 A							2							2
		ブレクリニカル実習 B									3					3
		コミュニケーション演習									0.5					0.5
		総合参加型臨床実習											6			6
	小計	必修							14	15.5		6			35.5	
	必修科目	卒業研究												10		10
		獣医学総合演習								2						2
		専門獣医学セミナー										6				6
		家畜衛生・公衆衛生インターンシップ											1			1
		動物と法概論										(1)		(1)		1
		基礎獣医学特別講義										(1)		(1)		1
		病態・応用獣医学特別講義										(1)		(1)		1
		新興・再興感染症学特別講義											1			1
		臨床獣医学特別講義										(1)		(1)		1
		高度小動物臨床学特別講義										(1)		(1)		1
	選択科目	産業動物病理学特別演習										1				1
		生態保全管理学特別演習												1		1
		臨床獣医学特別演習										(1)		(1)		1
		獣医学インターンシップ											1			1
国際獣医学インターンシップ													1		1	
小計		必修												10	10	
必修									2						2	
必修												6			6	
必修													1		1	
必修											(1)		(1)		1	
選択										1(5)	2	1(5)		9		
選択											1			1		
総計	齊一教育科目群	必修	3	6.5	15.5	17	18	16	21.5	17.5		6			121	
	専修教育科目群	必修								2			10		20	
												6				
													1			
		選択										(1)		(1)		10
										1(5)	2	1(5)				

* 動物と法概論、基礎獣医学特別講義、病態・応用獣医学特別講義、臨床獣医学特別講義、高度小動物臨床学特別講義、臨床獣医学特別演習は、5・6年次とも開講する。

別表第 4-1

進級に必要な最低修得単位数

学 科	応用生命化学科		食農生命科学科		生物圏環境学科	
	第 3 年次	第 4 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 3 年次	第 4 年次
進級する学年	第 2 年次	第 3 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 2 年次	第 3 年次
認定時期	後学期 終了後	後学期 終了後	後学期 終了後	後学期 終了後	後学期 終了後	後学期 終了後
教養科目 (教養基礎 科目を除く)	22	26 (卒業要件の 単位を含む。)	22	26 (卒業要件の 単位を含む。)	22	26 (卒業要件の 単位を含む)
教養基礎科目	10	12 (必修科目 10 単位を含む。)	10	12 (必修科目 10 単位を含む。)	10	12 (必修科目 10 単位を含む)
専門基礎科目	必修科目 36 (実験 6 単位) を含む。)	必修科目 40	36 (必修 科目 26 単位 (実 験・実習 8 単位) を含む。)	40 (必修科目 30 単位を含む)	必修科目 36 (実験・ 実習・演習 6 単位を含 む。)	40 (必修科目 38 単位を含む)
専門科目		30 (卒業研究を除く 必修科目 8 単位 を含む。)		28 (卒業研究を除く 必修科目 10 単位 を含む)		28 (卒業研究を除 く 必修科目 8 単位 を 含む)
合計	68	108	68	106	68	106

別表第 4-2 (第 11 条関係)

進級に必要な最低修得科目・単位数 (共同獣医学科)

進級する学年		第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次
認定時期		第 1 学年 後学期 終了時	第 2 学年 後学期 終了時	第 3 学年 後学期 終了時	第 4 学年 後学期 終了時	第 5 学年 後学期 終了時
一般教養科目 (単位数)	大学教育導入科目群	/	6 単位	/	/	/
	人文・社会科学科目群		25 単位			
	自然科学科目群					
	複合領域科目群					
	外国語科目群					
	一般教養科目合計					
専門教育科目 (単位数)	齊一教育科目群 【 】は実習科目数を 内数で示す。	4 単位 【9.5 単位 (0.5 単位)】	36.5 単位 【42 単位 (11 単位)】	70.5 単位 【76 単位 (17 単位)】	109.5 単位 【115 単位 (23.5 単位)】	115.5 単位 【121 単位 (29.5 単位)】
	専修教育 科目群	必修科目	/	/	/	/
		選択科目	/	/	/	/
	専門教育科目合計		4 単位	36.5 単位	70.5 単位	109.5 単位

- 1 学生は在籍学年において、当該学年に配当があるすべての必修科目を履修するものとし、履修登録をしなかった科目がある場合は、進級は認めないものとする。
2. 本表に基づき進級が認められた者のうち、前年度 (第 n 年次) に修得できなかった齊一教育科目群の科目がある場合、進級学年 (第 n+1 年次) で合格に至らなければ、在籍学年 (第 n+1 年次) の終了時に進級に必要な基準を満たしても進級は認めないものとする。
3. 本表にかかわらず、在籍学年に配当された齊一教育科目群の実習科目及び演習科目のうち、不可又は再試験となった単位数が 2 単位を超える場合、若しくは 1 科目でも未履修となった場合は、進級を認めないものとする。

○岐阜大学全学共通教育科目に関する規程（案）

（平成 19 年 10 月 1 日規程第 116 号）

改正	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 25 年 12 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 52 号	令和 2 年 3 月 5 日岐阜大学規程第 21 号
	令和 3 年 2 月 16 日岐大規程第 129 号	令和 4 年 3 月 15 日岐大規程第 43 号
	令和 5 年 3 月 30 日岐大規程第 44 号	令和 年 月 日岐大規程第〇号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岐阜大学学則（平成 19 年岐阜大学規則第 50 号。以下「学則」という。）第 33 条第 1 項及び第 33 条の 2 の規定に基づき、教育推進・学生支援機構（以下「教育機構」という。）が開設する全学共通教育科目に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目区分及び最低修得単位数）

第 2 条 全学共通教育科目は、ヲに掲げる学部開講科目を除く次の授業科目区分のとおりとする。

教養科目

イ 初年次セミナー

ロ 人文科学

ハ 社会科学

ニ 自然科学

ホ 複合領域

ヘ スポーツ・健康科学

ト 英語

チ 言語と文化

リ 社会人リテラシー

ヌ 数理・データサイエンス・A I

ル 自由選択科目（ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びヌに掲げる教養科目から選択）

ヲ 学部開講科目

教養基礎

ワ 日本語科目及び日本事情に関する科目

2 前項の規定にかかわらず、応用生物科学部共同獣医学科にあつては、次の授業科目区分のとおりとする。

一般教養科目

イ 大学教育導入科目群

ロ 人文・社会科学科目群

ハ 自然科学科目群

ニ 複合領域科目群

ホ 外国語科目群

英語

第二外国語（言語と文化）

へ 日本語科目及び日本事情に関する科目

- 3 前2項に規定する授業科目の最低修得単位数は、学則第32条の規定に基づき本学及び学部の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)により定める。

(授業科目, 単位数, 授業計画)

第3条 全学共通教育科目の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の場合において、応用生物科学部共同獣医学科にあつては、別表1に規定する授業科目区分の「初年次セミナー」を「大学教育導入科目群」に、「人文科学及び社会科学」を「人文社会科学科目群」に、「自然科学」を「自然科学科目群」に、「岐阜学, スポーツ・健康科学, 社会人リテラシー及び数理・データサイエンス・AI」を「複合領域科目群」に、「英語及び言語と文化」を「外国語科目群」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 前2項に掲げる授業科目に係る授業概要等の授業計画は、開講年度の前年度の所定の期日までに教育機構において決定し、速やかに公表するものとする。

(履修年次, 履修要件, 履修上限単位等)

第4条 授業科目の履修年次, 履修要件, 履修上限単位等は、各学部又は学環の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第5条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間から30時間までの範囲内における授業をもって1単位とする。

三 実験, 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内における授業をもって1単位とする。

- 2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生等に関する授業科目等の特例)

第6条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目を履修し、単位を修得したときは、その単位を第2条第1項に掲げる当該科目以外の教養科目に関する修得すべき単位に代えることができる。

2 前項の特例に関し必要な事項は、岐阜大学外国人留学生規程（平成 19 年規程第 71 号）に定めるもののほか、別に定める。

（授業科目等の公示）

第 7 条 全学共通教育科目の授業科目とその担当教員，授業時間割及び単位数は，学期の初めに公示する。

（履修手続）

第 8 条 学生は，履修しようとする授業科目について指定の期日までに所定の履修申請手続をしなければならない。

2 授業科目によっては，受講制限（定員）等があり，抽選又は学部学科等のクラス指定により履修の可否が決定されることがある。

（試験及び成績の評価）

第 9 条 正規の手続を経て履修した授業科目については，当該授業ごとに，原則として定期試験を行う。

2 原則として全授業回数の 3 分の 2 以上出席しなければ定期試験を受けることができない。

3 授業科目の成績は，秀，優，良及び可を合格とし，不可は，不合格とする。

4 成績評価の基準は別に定める。

（定期試験）

第 10 条 定期試験は，原則として各学期の終わりに行う。

2 前条第 1 項の規定にかかわらず，レポート，随時行う試験等により成績の判定ができる授業科目については，定期試験を省略することができる。

（追試験）

第 11 条 定期試験を受験できなかった者で次の各号のいずれかに該当する場合は，別に定める申合せにより追試験を受けることができる。

一 病気によるもの。ただし，医師の診断書により証明されたものに限る。

二 その他，不可抗力等やむを得ない理由によるもので教育推進・学生支援機構長が認めたもの。

（再試験）

第 12 条 試験の結果，不合格となった授業科目の再試験については，別に定める。

（雑則）

第 13 条 この規程に定めるもののほか，全学共通教育科目に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

1 この規程は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 平成 18 年度以前に入学した学生については，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，別表のとおりとする。
- 3 岐阜大学教養教育推進センター規則(平成 16 年岐阜大学規則第 148 号)は，廃止する。

別表(附則 2 関係)

(授業科目)

教養科目	
セミナー	教養セミナー フレッシュャーズセミナー
ジャンル別科目	個別科目 総合科目 開放科目 スポーツ・健康科学科目
外国語に関する科目	既修外国語科目及び演習(英語) 未修外国語及び演習(ドイツ語，フランス語，中国語，ロシア語，ポルトガル語)
日本語科目及び日本事情に関する科目	
日本語演習	
日本事情	

(教養科目の修得すべき必要単位数)

科目区分	修得すべき単位数	
	教育学部，地域科学部，医学部医学科，工学部，応用生物科学部	医学部看護学科
セミナー	2 単位	2 単位
ジャンル別科目	16 単位以上	12 単位以上
外国語科目	2 単位以上	/
外国語演習	6 単位以上	6 単位以上
合計	26 単位以上	20 単位以上

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に入学した学生に係る教養科目の最低修得単位数については，改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この規程は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 23 年度以前に入学した学生に係る教養科目の授業科目及び最低修得単位数については、改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生については、改正後の第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 1 日)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生については、改正後の第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規程第 52 号)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 30 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 5 日岐阜大学規程第 21 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 2 月 16 日岐大規程第 129 号)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 15 日岐大規程第 43 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日岐大規程第 44 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表中、備考に「連携開設科目」及び「連携開設科目を含む。」と定める科目については、授業科目区分「言語と文化」を除き、令和 4 年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則(令和 年 月 日岐大規程第〇号)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表中、備考に「連携開設科目」及び「連携開設科目を含む。」と定める科目については、授業科目区分「言語と文化」を除き、令和 6 年度以前に入学した学生にも適用する。

別表(第 3 条関係)

[別紙参照]

別表 1 (第 3 条関係)

授業科目区分	分野	科目名	単位数	備考
初年次セミナー		初年次セミナー	2	
人文科学	哲学分野	哲学入門	2	
		人間・死生学	2	
		近現代思想	2	
		科学論	2	
		東洋・日本思想	2	
		倫理学	2	
		宗教学	2	
	歴史学分野	歴史学入門	2	
		西洋・中東史	2	
		中国・朝鮮半島史	2	
		世界近現代史	2	
		日本史	2	
		日本近世史	2	
		日本近・現代史	2	
		民俗学・人類学	2	
	文学分野	文学	2	
		外国文学	2	
		日本文学	2	
	言語分野	言語学入門	2	
		言語学	2	
		日本語表現論	2	
	心理・行動学分野	心理学入門	2	
		心理学	2	
		心理学実験・調査法	2	
	文化・芸術分野	西洋文化論	2	
		日本文化論	2	
		現代文化論	2	
異文化論		2		
美術論		2		
音楽論		2		
社会科学	法学分野	法学入門	2	
		日本国憲法	2	
		民事法	2	
		社会法	2	

		ジェンダー法	2	
		裁判法	2	
		刑事法	2	
		国際法	2	
		知的財産権法	2	
	政治学分野	政治学入門	2	
		現代政治論	2	
		平和学	2	
	経済学分野	経済学入門	2	
		経済学史	2	
		財政学	2	
		マクロ経済学	2	
		ミクロ経済学	2	
	経営学分野	経営学入門	2	連携開設科目を 含む。
		マネージメント論	2	連携開設科目を 含む。
	社会学分野	社会学入門	2	連携開設科目を 含む。
		現代社会論	2	
		メディア論	2	
		広報・PR論入門	2	
	地理・地域論分 野	地理学入門	2	
		地理学	2	
		地域論	2	連携開設科目を 含む。
	教育学分野	教育論	2	
	社会・総合	社会総合	2	
安全科学		2		
自然科学	数学分野	教養の数学	2	
		基礎代数学	2	
		基礎解析学	2	
		基礎統計学	2	
	物理学分野	物理学入門	2	連携開設科目を 含む。
		教養の物理学	2	
		現代物理学	2	
	化学分野	化学入門	2	連携開設科目を 含む。

		教養の化学	2	
		現代化学	2	
	生物学分野	生物学入門	2	
		教養の生物学	2	
		現代生物学	2	
	医学分野	教養の医学	2	
		現代医学	2	
	宇宙地球科学分野	宇宙地球科学入門	2	
		教養の宇宙地球科学	2	
		現代宇宙地球科学	2	
	環境学分野	教養の環境学	2	
		現代環境学	2	
	自然科学総合分野	自然科学総合	2	
	実験講座分野	自然科学実験講座	2	
	情報学分野	情報学入門	2	
		教養の情報学	2	
岐阜学		環境マネジメントと環境経営	2	
		森と美術	2	
		地域社会と災害	2	
		畜産・水産業の歴史と食文化	2	
		世界の食文化	2	
		人権と社会教育	2	
		現代社会と学習・教育（生涯学習概論Ⅰ）	2	
		生涯学習概論Ⅱ	2	
		社会教育施設・支援者論	2	
		社会教育経営論	2	
		学校と家庭・地域の連携	2	
		教育社会システム論（教育社会学）	2	
		生涯学習成果の還元とボランティア活動	2	
		社会教育実習	1	
		野外活動実習	1	
		社会教育課題研究（学習プログラム開発論）	2	
環境リーダー実践Ⅰ	2			
環境リーダー実践Ⅱ	2			
岐阜県の生物の分布と生態	2			

	岐阜大学の教育研究と運営	2	
	まちづくりリーダー入門	2	
	まちづくりリーダー実践	2	
	岐阜の自然（地質・活断層と水環境）	2	
	岐阜の自然と人：森，川，湿地の利用とその保全	2	
	フューチャーセンター入門	2	
	人と自然との関わりから見た岐阜	2	
	人と自然の関わりから見た岐阜（実践）	2	
	岐阜の産業－地域で活躍する企業と人	2	
	地域産業と企業戦略入門：岐阜の企業を知る	2	
	岐阜にまつわる東洋史	2	
	地域防災リーダー基礎	2	
	地域防災リーダー実践Ⅰ	2	
	地域防災リーダー実践Ⅱ	2	
	岐阜の環境教育と科学・技術	2	
	古今のものづくり	2	
	ワーク・ライフ・バランス（男女共同参画論）	2	
	学びをデザインする	2	
	高年次教養セミナーⅠ	1	
	高年次教養セミナーⅡ	1	
	社会の多様な働き方	2	
	キャリア形成論	2	
	ライフコース論（人生設計と生活保障）	2	
	プロジェクト型インターンシップ	2	
	現代社会とボランティア・地域活動	2	
	生活と金融・人生設計と資産形成	2	
	自己省察と将来のキャリア形成	2	
	自分らしいキャリア設計Ⅰ	2	
	アントレプレナーシップ入門	2	
	アントレプレナー実践学	2	
	地域系インターンシップⅠ	1	
	地域系インターンシップⅡ	1	
	産業系インターンシップⅠ	1	
	産業系インターンシップⅡ	1	

		地域リーダー実践（上級）Ⅰ	2	
		地域リーダー実践（上級）Ⅱ	2	
		産業リーダー実践	2	
		岐阜大学の歴史と高等教育論	2	
		持続可能な地域と環境リテラシー	2	
		グローカリゼーションと異文化理解	2	
		グローバルリーダー実践Ⅰ	2	
		グローバルリーダー実践Ⅱ	2	
		現代社会問題と社会教育	2	
		学習者の特性と支援方法	2	
		社会教育における地域ネットワーク形成	2	
		岐阜の地方自治とその課題：政策法務の可能性	2	
		社会教育の意義と展開	2	
スポーツ・健康科学	健康科学講義	<u>健康科学</u>	<u>2</u>	
		<u>スポーツコンディショニング</u>	<u>2</u>	
		<u>ヘルスプロモーションと地域保健</u>	<u>2</u>	
		<u>健康とQOL</u>	<u>2</u>	
		<u>栄養と運動</u>	<u>2</u>	
	スポーツ演習	<u>アダプテッドスポーツ</u>	<u>2</u>	
		<u>ファストピッチ・ソフトボール（ウインドミル投法入門）</u>	<u>2</u>	
		<u>ヨガ・エアロビクス</u>	<u>2</u>	
		<u>卓球</u>	<u>2</u>	
		<u>卓球・水泳</u>	<u>2</u>	
		<u>新卓球（ラージボール）</u>	<u>2</u>	
		<u>テニスⅠ</u>	<u>2</u>	
		<u>テニスⅡ</u>	<u>2</u>	
		<u>バドミントンAⅠ</u>	<u>2</u>	
		<u>ハンドボール</u>	<u>2</u>	
		<u>ボールゲームⅠ</u>	<u>2</u>	
		<u>ボールゲームⅡ</u>	<u>2</u>	
		<u>ボールゲームⅢ</u>	<u>2</u>	
		<u>バスケットボールA</u>	<u>2</u>	
		<u>バレーボールA</u>	<u>2</u>	
バレーボールB	2			
女子サッカーA	2			
女子サッカーB	2			

		<u>サッカー</u>	<u>2</u>	
		<u>ジョギングⅡ</u>	<u>2</u>	
		トレーニング	2	
		<u>スケートボード</u>	<u>2</u>	
		<u>雪上スポーツで学ぶ（スキー）</u>	<u>2</u>	
		雪上スポーツで学ぶⅡ（スキー）	2	
		<u>剣道Ⅰ</u>	<u>2</u>	
		<u>フットサル</u>	<u>2</u>	
		<u>ソフトボールBⅠ</u>	<u>2</u>	
		フライングディスク	2	
		<u>バランスボールエクササイズ</u>	<u>2</u>	
		泳法探求（バタフライ）	2	
		<u>太極拳</u>	<u>2</u>	
英語		<u>英語 1</u>	<u>1</u>	
		<u>英語 2</u>	<u>1</u>	
		<u>英語 3</u>	<u>1</u>	
		<u>英語 4</u>	<u>1</u>	
		Studium Generale A	2	連携開設科目
		Studium Generale B	2	連携開設科目
		English advanced Reading	1	
		English advanced Writing	1	
		Summer Camp	2	連携開設科目
		海外留学準備セミナー	2	連携開設科目
言語と文化	言語と文化	言語と文化（ドイツ語）	2	
		言語と文化（フランス語）	2	
		言語と文化（中国語）	2	
		言語と文化（ポルトガル語）	2	
		言語と文化（朝鮮・韓国語）	2	
		言語と文化（アイスランド語）	2	
		短期海外研修 A	2	連携開設科目
		短期海外研修 B	2	連携開設科目
		短期海外研修 C	2	連携開設科目
		短期海外研修 D	2	連携開設科目
		短期海外研修 E	2	連携開設科目
		短期海外研修 F	2	連携開設科目
	第二外国語	ドイツ語Ⅰ	1	
		ドイツ語Ⅱ	1	
		フランス語Ⅰ	1	
		フランス語Ⅱ	1	

		中国語Ⅰ	1	
		中国語Ⅱ	1	
		ポルトガル語Ⅰ	1	
		ポルトガル語Ⅱ	1	
		朝鮮・韓国語Ⅰ	1	
		朝鮮・韓国語Ⅱ	1	
社会人リテラシー		日本語表現Ⅰ	1	
		日本語表現Ⅱ	1	
		先輩社会人に学ぶ：実りある学生生活を送るために	1	
数理・データサイエンス・AⅠ		データ科学基礎	1	
		データ科学基礎演習A	1	
		データ科学基礎演習B	1	
日本語・ 日本事情	日本語	日本語DⅠ	1	
		日本語DⅡ	1	
		日本語DⅢ	1	
	日本事情	日本事情AⅠ	2	
		日本事情AⅡ	2	
		日本事情CⅠ	2	
		日本事情CⅡ	2	
		クロス・カルチャー・コミュニケーション	2	